

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・指定管理者の指定

所管課（室）名

医療人材対策室

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（7件）
- ・土地改良区の役員の退任
- ・県営土地改良事業計画の決定

経 営 支 援 課

漁 業 振 興 課

農 村 整 備 課

//

告 示

長崎県告示第1号

長崎県看護キャリア支援センター条例（平成26年長崎県条例第53号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県看護キャリア支援センター	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 日野出 悦子	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長崎スタジアムシティ

長崎県長崎市幸町86番2、105番1の一部、茂里町8番1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の届出事項の変更

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
- (2) 意見書の内容
(土木企画課)

繁忙期およびイベント開催前後の時間帯など、入退場客が集中する期間や時間帯については、周辺道路への影響が生じないよう、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、変更後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ小江原店
長崎県長崎市小江原町5番1 ほか2筆

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の届出事項の変更
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
- (2) 意見書の内容
(土木企画課)

今回の営業時間変更に伴い、新たに早朝の来客が見込まれるため、通勤時間との重複による前面道路の交通量増加が予想されます。そのため、周辺の住環境に影響が無いよう、引き続き交通混雑回避や事故防止対策に努めて下さい。また、変更後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市毛井首町1番地72

池田 哲也
長崎県長崎市毛井首町1番地71
森 静雄

(2) 加入区

長崎市東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

長崎市みなと漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市毛井首町1番地158

長崎市みなと漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県長崎市戸石町307番地2

里 信介

長崎県長崎市戸石町500番地92

菊田 瞬

(2) 加入区

長崎市戸石加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

長崎市たちばな漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市戸石町1519番地34

長崎市たちばな漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県雲仙市千々石町乙20番地第1

尾崎 浩二

長崎県雲仙市千々石町丙1344番地26

吉岡 靖彦

(2) 加入区

千々石町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
橘湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県雲仙市小浜町北本町14番地40
橘湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県雲仙市南串山町丙829番地
和田 新一郎
長崎県雲仙市南串山町丙446番地1
井上 豊
- (2) 加入区
南串山町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
橘湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県雲仙市小浜町北本町14番地40
橘湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南島原市南有馬町乙2402番地1号
小嶺 周治
長崎県南島原市南有馬町乙817番地1
白倉 鉄廣
- (2) 加入区
南有馬町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
島原半島南部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南島原市口之津町甲803番地43
島原半島南部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市度島町1690番地第2
山添 武彦
長崎県平戸市度島町150番地1
赤木 政幸
- (2) 加入区
度島加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県平戸市宮の町655番地13
平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1503番地1
橋本 克美
長崎県北松浦郡小値賀町斑島郷88番地第3
馬田 伸二
- (2) 加入区
小値賀町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇久小値賀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2789番地4

宇久小値賀漁業協同組合

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鈴田内倉土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員	
氏 名	住 所
上 野 雅 也	大村市中里町1303-2

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）（ため池整備工）和田地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）（ため池整備工）
土地改良事業計画書 和田地区
- 縦覧期間
令和7年1月7日から令和7年1月27日まで
- 縦覧場所
杵岐市役所 郷ノ浦庁舎、勝本庁舎、芦辺庁舎、石田庁舎 各窓口

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト